

あさひイノベーションアワードに関する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 5 日

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市訓令第 4 号

あさひイノベーションアワードに関する規程

（目的）

第 1 条 この訓令は、職員に本市行政の事務事業に関する積極的な創意工夫による新たな提案及び実績報告（以下「職員提案等」という。）を促すことにより、職員の改革意識の向上及び組織全体の活性化を図ることで、市民サービスの向上及び能率的な行政運営の増進に資することを目的とする。

（職員提案等の要件）

第 2 条 職員は、次の各号に掲げる事項について提案することができる。

- (1) 行政サービスの向上に資するもの
- (2) 業務改革・改善に資するもの
- (3) 経費の削減又は収入の増加に資するもの
- (4) 職員の勤労意欲又は能力の向上に資するもの

(5) 執務環境の改善に資するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、提案する内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、職員提案等として取り扱わない。

(1) 既に公表された職員提案等と同一の内容のものであると認められるもの（既に公表された職員提案等の内容を改善したものを除く。）

(2) 内容が漠然として不明瞭なもの

(3) 個人的な不平不満、苦情、悪意の批判又は欠点の指摘にとどまるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員提案等の内容として市長が不適当と認めるもの

（職員提案等の種類）

第3条 職員提案等の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 新規提案 次に掲げるものをいう。

ア 一般提案 新たな提案で実施されていない提案をいう。

イ 指定テーマ提案 市長が特定のテーマを定めて募集する提案をいう。

(2) 実績報告 前条に規定する要件に該当する事務事業の改善を実施した実績を報告することをいう。

（職員提案等の資格）

第4条 職員提案等を行うことができる者は、旭市職員定数条例（平成17年旭市条例第16号）第2条に規定する職員とする。

（職員提案等の方法）

第5条 職員提案等を行う者（以下「提案者」という。）は、あさひイノ

バージョンアワード提案書（第1号様式）に所定の事項を具体的に記載し、参考資料があるときはこれを添付し、あさひイノベーションアワード主管課長（以下「主管課長」という。）に提出するものとする。

- 2 職員提案等は、単独で行うもののほか、2人以上の職員が共同して行うことができる。

（意見の照会）

第6条 主管課長は、前条第1項の規定により受理した職員提案等について、提案内容に係る事務を所管する課等の長（以下「所管課等の長」という。）に対し、意見の照会をすることができる。

- 2 前項の規定により照会を受けた所管課等の長は、当該提案内容についての意見を主管課長に回答するものとする。この場合において、所管課等の長は、新規提案の内容について、直ちに実施することにより適切な効果が見込まれるときは、採否の結果を待たずに積極的に当該提案内容の実施を検討するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、主管課長は、新規提案の適否の検討のため、全ての職員から意見を聴取する等の必要な措置を講じることができるものとする。

（審査委員会）

第7条 職員提案等を審査するため、あさひイノベーションアワード審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、副市長をもって充て、委員は、行政改革推進課長、総務課長、企画政策課長、財政課長及び所管課等の長をもって充てる。
- 4 委員長は、前項に規定する者のほか、必要に応じて任意の者を委員として審査に加えることができる。
- 5 委員長は、必要に応じて審査委員会を招集し、会議の議長となる。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

7 委員は、やむを得ない事由により、審査委員会に出席できないときは、同じ課等に所属する職員の中から代理人を指名し、その職務を行わせることができる。

（職員提案等の審査）

第8条 審査は、別表の評価項目の採点に基づいて行うものとする。

2 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者その他関係者（当該提案の提案者を含む。）の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 審査は、原則として提案者の所属及び氏名を明らかにしない方法により行うものとする。ただし、前項の規定により提案者が審査委員会に出席する場合は、この限りでない。

4 委員長は、審査した結果を市長に報告するものとする。

5 市長は、提案者に対し、審査結果をあさひイノベーションアワード提案審査結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（新規提案の実施）

第9条 市長は、前条第4項の報告を踏まえ、新規提案の採否の決定をするものとする。

2 市長は、採用を決定した新規提案について、所管課等の長に対し、実施又は検討についての必要な措置を命ずるものとする。

3 市長は、必要に応じて前項の所管課等の長に対し、当該新規提案の実施状況について報告を求めることができるものとする。

（褒賞）

第10条 市長は、第8条第5項の報告を踏まえ、優れた提案者に対し、

褒賞を与えることができるものとする。

（公表）

第 11 条 市長は、優れた職員提案等について、その要旨等を公表するものとする。

（権利の帰属）

第 12 条 提案に関するすべての権利は、市に帰属するものとする。

（庶務）

第 13 条 この訓令に関する庶務は、行政改革推進課において処理する。

（その他）

第 14 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

審査基準表

審査事項	評価の視点	評価	評点
行政効果	・ 市民ニーズがあるか ・ 市民の利便性向上につながるか ・ 市のイメージアップにつながるか ・ 事務の効率化が図れるか ・ 職員の勤労意欲又は意識改革につながるか ・ 他の業務に応用できるか ・ 効果の検証方法はあるか	大きな効果がある ↕ 効果がない	10点 ↕ 0点
実現性 ※新規・改善提案の場合のみ	・ 具体的な改善又は改革の提案であるか ・ 技術的に実現が可能であるか ・ 職員や市民の協力が得られるか ・ 理想論となっていないか ・ 実現に当たり困難が伴わないか	実現が容易 ↕ 実現が困難	5点 ↕ 0点
持続可能性 ※実績報告の場合のみ	・ 取り組みが環境的、社会的、経済的に持続可能であるか ・ 属人的な取り組みでないか	持続が容易 ↕ 持続が困難	5点 ↕ 0点

費用対効果	・低コストで実施が可能か ・費用対効果が高いか ・行政コストの削減に寄与するものであるか ・財源の確保につながるか	コストパフォーマンスが高い ↕ コストパフォーマンスが低い	5点 ↕ 0点
創造性	・これまで気が付かなかった新たな課題の発見又は問題意識であるか ・市の課題に対する新たな解決策であるか ・他の自治体に取り組んでいない先進的な事例であるか ・取組に創意工夫が感じられるか	創造性が高い ↕ 創造性が低い	5点 ↕ 0点
関係者への影響	・悪い影響を受ける関係者がいないか ・公平性があるか ・悪影響と効果のバランスが適正か	悪影響がない ↕ 悪影響がある	3点 ↕ 0点
その他	・積極性がある提案であるか ・プレゼンテーションの実施など、提案に対する熱意が感じられるか	認められる ↕ 認められない	2点 ↕ 0点

備考

採点結果は、審査事項ごとに審査委員会委員の平均点数（小数点第2位を四捨五入し、第1位まで）を算出し、合計した点数とする。

第 1 号様式（第 5 条関係）

あさひイノベーションアワード提案書

年 月 日

提案件名			
所属 職 氏名			
1 提案の種類	☐ 一般提案	☐ 指定テーマ提案	☐ 実績報告
2 提案のきっかけ (現状の課題等)			
3 具体的な提案 ・改善案・実績			
4 提案により見込める効果・目指す状況			
5 実現にかかる (かかった)コスト			
6 その他参考情報			
7 プレゼンテーションの実施	☐ 希望する	☐ 希望しない	

注 1 記入しきれない場合は、別紙に記入し添付してください。

2 必要に応じて参考資料を添付してください。

第 2 号様式（第 8 条関係）

あさひイノベーションアワード提案審査結果通知書

年 月 日

様

旭市長

あなた（方）の提案について、あさひイノベーションアワード審査委員会等において審査した結果は、次のとおりでしたので通知いたします。

提案の種類 ☐ 一般提案 ☐ 指定テーマ提案 ☐ 実績報告

提案件名

審査結果 ☐ 市長賞 ☐ 優秀賞 ☐ 優良賞 ☐ 奨励賞 ☐ 該当なし

審査コメント